

クイック融資による富山県農業近代化資金の融資手続等について

第1 目的

担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、企業経営診断手法（農林中央金庫が別に定めるもの。以下「スコアリング手法」という。）を活用した無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）を構築することにより、担い手への円滑な資金融通を図り、もって担い手の育成・確保を支援するものとする。

第2 内容

1 対象者

クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者をいう。）又は特定農業団体等（富山県農業近代化資金事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）第4の1のキの(ア)に定めるものをいう。）であって、次の要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 簿記記帳又は青色申告を実施していないもの
- (2) 過去1年以内に元本返済又は利息支払いが事実上延滞したもの
- (3) 農業所得（法人にあつては、経常利益）が赤字のもの若しくは繰越欠損金を有するもの又は債務超過のもの

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、事務取扱要領別表第2に定める資金であつて、次の要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 新たな部門の経営の開始に係る事業
- (2) 農地法、建築基準法、化製場等に関する法律、道路交通法等各種法令に基づく許認可、免許又は確認を要するもので、その許認可等を得ていないもの
- (3) 補助残融資（（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のイに定める融資主体型補助事業に当たる場合の同要綱に基づく補助金及び経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）に定める融資主体型補助事業に当たる場合の同要綱に基づく補助金は除く。）にかかるもので、交付決定又は承認内示を得ていないもの

3 適用限度額

クイック融資による一回当たりの貸付けの限度額は、500万円とする。

第3 特別融資制度推進会議の運営

1 クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、あらかじめ各市町村で定める特別融資制度推進会議設置要領に、クイック融資に係る経営改善資金計画の認定審査を融資機関（借入希望者が富山県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による保証を希望する場合にあつては、融資機関及び基金協会）に委任する旨を定めておくものとする。

2 1で委任を受けた融資機関が経営改善資金計画の認定を行った場合には、当該融資

機関は、特別融資制度推進会議事務局（以下「推進会議事務局」という。）に対し、速やかに、経営改善資金計画書及び同認定通知書の写しを送付するとともに、市町村が利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

3 2の報告を受けた推進会議事務局は次により、速やかに、通知するものとする。

ア 農林振興センター

経営改善資金計画書及び同認定通知書等の写しのほか、推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行うのに必要な事項

イ その他の機関

経営改善資金計画認定通知書の写し

第4 借入希望者及び融資機関の手続

クイック融資による農業近代化資金の借入希望者及び融資機関の手続は原則として次のとおりとする。

1 借入希望者は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。）及び事務取扱要領第14の5に定める添付書類（以下「借入申込希望書兼経営改善資金計画書等」という。）を基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下「窓口機関」という。）へ提出するものとする。

2 融資機関は、窓口機関から借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の提出があった場合は、その写しを融資基準の適否の審査依頼（様式3）に添付し、速やかに県に送付するとともに、借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の写しを基金協会（借入希望者が基金協会の保証を希望する場合に限る。）へ送付するものとする。

なお、融資機関は、借入希望書等を受理する際には、別紙のチェックリスト等を活用して、全ての書類が揃っていることを確認の上、受理するものとする。

3 融資機関は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、スコアリング手法に基づき融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（借入希望者が①認定農業者である場合は、農業経営改善計画と経営改善資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等、②特定農業団体等である場合は、経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

4 融資機関は、県からの融資基準等の適否の通知、基金協会の保証の可否及び3の審査の結果から融資可能と判断し、かつ経営改善資金計画の認定を行った場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に経営改善資金計画認定通知書（様式2）により通知するとともに、通知を行った日から5営業日以内に貸付決定を完了させるために、期日を指定し、借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等、その他貸付決定を行うために必要な書類の整備・提出等を求めるものとする。

なお、融資機関は、手続の迅速化を図るため、借入希望者が最初から農業近代化資金の借入を希望する場合は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の提出時に、借入申込書、債務保証委託申込書、その他貸付決定を行うために必要な書類の整備・提出等を求めることができるものとする。

- 5 借入希望者は、資金を必要とするときに融資機関から確実に融資を受けることができるように、4で指定された期日までに、必要となる書類の整備・提出を融資機関に対して行うものとする。
- 6 融資機関は、借入希望者へ経営改善資金計画の認定を行った場合は、県へ利子補給承認申請書（事務取扱要領別記10）、借入申込書、スコアリング手法に基づく融資審査結果及び経営改善資金計画認定通知書の写しを、基金協会へ債務保証委託申込書、借入申込書、スコアリング手法に基づく融資審査結果及び経営改善資金計画認定通知書の写しを速やかに提出するものとする。
- 7 融資機関は3の審査の結果、通常の農業近代化資金の事務手続に移行すべきと判断した場合（スコアリング手法に基づく基準を満たさない場合や、経営改善資金計画について、推進会議において文書協議による審査が必要な場合など）は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通常手続移行通知書（様式1又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法（借入希望者に対する直接手交、郵送、FAX 又は電子メール）により通知するものとする。
- 8 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、基本要綱の（参考様式1）により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

ただし、決算書又は青色申告書の写し等、同要綱の（参考様式1）に代わる当該融資機関が定める様式により経営状況の報告を求められた場合は、これに変えて差し支えない。

第5 県の手続き

- 1 県は、第4の2により融資機関から借入申込希望書兼経営改善資金計画書等の送付があった場合は、その内容が事務取扱要領に定める基準（以下「融資基準等」という。）に合致するかどうかを審査し、融資機関に対し融資基準等の適否を通知する。

なお、融資基準等を満たさない場合、融資機関が第4の3における審査の結果、融資不可と判断した場合又は融資機関による審査の結果に不備があると認められる場合は、次に定める利子補給承認は行わない。
- 2 県は、第4の6により融資機関から利子補給承認申請書等の提出があった場合は、その内容を確認し、利子補給承認通知書（事務取扱要領別記13）を融資機関に送付するとともに、市町村、基金協会（借入希望者が基金協会の保証を希望する場合に限る。）及び農林振興センターにその写しを送付するものとする。

第6 その他

- 1 クイック融資は、無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。なお、クイック融資においては、基金協会は保証人にはあたらない。）による融資とする。なお、基金協会の保証に付す場合には、あらかじめ融資機関と基金協会とが協議を行い、クイック融資に対応した保証条件を整備するものとする。
- 2 融資機関は、関係機関との連絡を密にし、迅速に手続を行うこと。
- 3 融資機関及び関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、クイック融資に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱う

ものとする。

- 4 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理にあたり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の（1）又は（2））の確認欄に記名を求めることとする。